

謝金支払規定

一般社団法人ビクトリーチャーチ

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人ビクトリーチャーチ（以下「本法人」という）が支払う謝金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（謝金対象者）

本法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

第3条（謝金支払いの対象）

謝金支払いの対象は、代表理事又は事務局長が本法人の事業の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可したもので、講師謝金、パネラー謝金、コーディネーター謝金、通訳謝金、翻訳謝金、テープ起こし謝金、相談員謝金、有償ボランティア謝金および交通費、宿泊費とする。

第4条（謝金の金額）

第3条に定める謝金対象者には、対価として以下の謝金を支払う。なお、金額については講演内容、講師の講演料相場などにより増減額することがある。

内 容	金 額	備 考
講演会講師謝金	1,000 円～20,000 円/時間	
セミナー講師謝金	1,000 円～20,000 円/時間	
パネラー謝金	1,000 円～20,000 円/時間	
コーディネーター謝金	1,000 円～20,000 円/時間	
通訳謝金	1,000 円～20,000 円/時間	
相談員謝金	1,500 円～2,000 円/時間	
翻訳謝金	1,000 円～20,000 円/時間	
テープ起こし謝金	1,000 円/時間	
有償ボランティア謝金	1,000 円～20,000 円/時間	
その他の謝金	その都度協議し決定する	

第10条（交通費及び宿泊費等の実費の支給）

第3条に定める謝金対象者には、第4条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

自家用車利用の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 1 kmあたり 25 円分のガソリン代・ 利用区間内の高速道路料金・ 駐車料金
鉄道、バス等の公共交通機関利用の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 利用区間内の乗車券・ 利用区間内の一般指定席特急券
飛行機を利用する場合	利用区間内のエコノミークラス搭乗券
宿泊料	・ 宿泊費実費とし上限は1泊 10,000 円

第12条（その他）

この規定に定めのない事項については、その都度協議にて処理する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から適用する。